

長野県子ども・若者支援総合計画

～夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現～

令和5～9年度



目次

はじめに	3
第1編 長野県の子ども・若者を取り巻く状況	4
第1章 社会全体の状況	4
(少子化の急速な進行)	4
(貧困の連鎖、格差拡大への懸念)	6
(新型コロナウイルス感染症の影響)	8
(社会におけるデジタル化の急速な進展)	9
(子ども・若者政策を取り巻く変化)	9
第2章 子ども・子育て家庭の状況	10
(将来への夢や希望・自己肯定感)	10
(生活や授業への理解、新型コロナウイルス感染症による影響)	10
(生活への満足度)	11
第2編 めざす姿	12
第1章 基本目標	12
第2章 基本方針	13
第3章 基本姿勢	14
第3編 施策の展開	15
第1章 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり	16
第1節 就業の支援	16
第2節 結婚の支援	19
第3節 妊娠、出産及び子育ての支援	22
第4節 職場環境の整備	29
第5節 ライフデザイン教育の推進	33
第6節 地域の特性を生かした取組等	34
第7節 社会全体の気運醸成	37
第2章 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり	40
第1節 子どもの貧困対策	40
第2節 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援	47
第3節 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援	51
第4節 ニート・ひきこもりの支援	56
第5節 障がいのある子どもの支援	59
第6節 発達障がいの支援	63
第7節 医療的な配慮を必要とする子どもの支援	67
第8節 子ども・若者のいのちを支える	69
第9節 特に配慮が必要な子どもの支援	73
第3章 健やかに成長、自立できる社会づくり	76
第1節 幼児教育の推進	76
第2節 心身の健康の基盤づくり	78
第3節 青少年の健全育成	82
第4節 子どもの性被害防止	85
第4編 成果指標	87
用語解説	89

「※」の付いた用語は、89ページ以降の用語解説をご覧ください。

子ども・若者の夢や希望の実現へ



次代の社会を担う子ども・若者は、一人ひとりがかげがえのない存在であり、その健やかな成長は、社会の礎となるものです。

本県では、平成26年7月に子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を実現することを目的とする「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を施行するとともに、令和3年4月には、子ども若者関連施策の推進体制を強化するため、「こども若者局」を設置し、社会全体で子どもの育ちを支え、次代を担う子どもたちが安心して暮らすことのできる魅力ある長野県の実現に向けて取り組んできました。

また、令和4年3月には、議員提案による「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」の制定と足並みを揃え、県と77の県内市町村で、若者・子育て世代の希望実現に向けた施策の方向性を「若者・子育て世代応援プロジェクト」として取りまとめました。長野県知事、長野県市長会長、長野県町村会長の3者共同でプロジェクトの推進を宣言し、これらに基づき県と市町村が共に、若者・子育て世代を応援するための施策を推進していくこととしています。

さて、本県においては、令和5年度からスタートする長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」を策定し、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現を基本目標に掲げ、結婚・子育て支援、教育等が充実し、子ども・若者や女性の幸福追求が最大限保障されている社会の実現に向けて、責任を持って取組を進めることといたしました。

「長野県子ども・若者支援総合計画」は、この「しあわせ信州創造プラン3.0」の子ども・若者関連施策の個別計画として位置付ける計画です。子ども・若者や子育て世代など県民の皆様との対話や実態調査に基づき、誰もが夢や希望を持ち、挑戦できるとともに、かなえることができるよう、社会全体で子ども・若者を応援していくための具体的な取組をまとめました。

長野県の宝であるすべての子ども・若者が、ゆたかな社会の中で、しあわせを実感できるよう、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました県民の皆様、県議会、市町村、長野県将来世代応援県民会議、長野県青少年問題協議会等の皆様に感謝を申し上げ、巻頭のあいさつといたします。

令和5年3月

長野県知事

阿部 奇一

はじめに

1 策定の趣旨

本県では、平成30年（2018年）3月に子ども・若者施策を横断的かつ一体的にまとめた初めての総合計画として、「長野県子ども・若者支援総合計画」を定め、「子ども・若者の未来の応援」に向けた取組を進めてきました。

その後の長期にわたる新型コロナウイルス感染症の流行や、「VUCA^{*}な時代」といわれる急激で先を見通すことができない社会の変化は、成長の過程において様々な影響を受けやすい子どもと子育て家庭や、経済的に不安定な若者に、これまでにない多大な影響を及ぼしています。

多くの子ども・若者が不安を抱え、様々なつながりの希薄化により孤独・孤立感が高まる中で、自殺や児童虐待、ひきこもり、不登校の増加など子ども・若者が置かれている環境は、より厳しさを増しています。

全ての子ども・若者は、長野県の宝であり、未来を切り拓く主役です。

置かれている様々な環境に応じて、一人ひとりの子ども・若者に寄り添い、コロナ禍からの回復への道筋を示していくとともに、置かれた環境によって夢や希望をあきらめてしまうことがないように、子ども・若者の希望実現や幸福追求を社会全体で支えていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による経済的・心理的不安感は、結婚や妊娠・出産により家族を持ちたいという気持ちに影響を及ぼし、少子化が更に加速していくおそれがあります。

急速に進行する少子化に歯止めを掛け、人口減少・超高齢社会に適応した持続可能で活力あふれる社会を実現するため、女性や若者に選ばれるための取組を進めていく必要があります。

この計画は、このような状況を踏まえ、長野県将来世代応援県民会議^{*}、長野県青少年問題協議会^{*}等において検討を重ねるとともに、中学生、高校生、大学生、若者や子育て世代から、直接ご意見をお聴きする中で、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を、概ね2035年の長野県の将来像を展望し、これを実現するための今後5年間の行動計画としてまとめたものです。

2 計画の性格

本計画は、次の計画として位置付けられるものです。

- ・ 長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」における子ども・若者関連施策の個別計画
- ・ 県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例に基づく「行動計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」

3 計画期間

令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）を目標年度とする5か年を計画期間とします。

4 計画の対象となる「子ども・若者」の範囲

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、0歳から概ね30歳未満とします。ただし、社会的に困難を有する若者や結婚支援を必要とする若者は、概ね40歳代前半まで対象とします。